

## 障害者手帳の交付

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、大村市障がい福祉課窓口で申請を受け付け、県が交付します。交付窓口は大村市障がい福祉課です。手帳が発行されましたら、申請者へご連絡します。

### 身体障害者手帳

問合せ先：障がい福祉課

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、視覚・聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に一定程度以上の永続する障がいのある人に対して、県知事が交付します。

手帳の等級は、障害の程度により1級から6級まで。再認定期限が記載されている場合、長崎県こども・女性・障害者支援センターから通知がありますので、期限までに再認定の申請が必要です(再認定が不要な方もいます)。

#### ◇ 手続きに必要なもの

項目	手帳	印鑑 (シヤチハタ不可)	顔写真 ※1	指定医師の 診断書※2	マイナンバー及び本人確認書類※3
新規		○	○	○	○
手帳をなくしたとき		○	○		○
手帳が破れたとき・汚れたとき	○	○	○		○
再認定	○	○	○	○	○
障害名追加・等級変更	○	○	○	○	○
住所・氏名変更(変更届)	○	○			○
障害等級に該当しなくなったときなど(返還届)※4	○	○			
本人が死亡したとき(返還届)※4	○	○ (届出人の印鑑)			

※1 顔写真 タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、無帽で1年以内に撮影したものを1枚。  
(注) ポラロイドや家庭用プリンターで印刷したものは耐久性がないため不可

※2 診断書 身体障害者福祉法第15条第1項の指定医師が作成した所定の診断書です。  
(注) 指定医師については、障がい福祉課にお尋ねください。

※3 マイナンバー及び本人確認書類  
ご本人以外の方が申請される場合、代理人の本人確認書類も必要です。  
また、委任代理人の場合は委任状、法定代理人の場合はその資格を証明する書類が必要です。

※4 返還届 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉医療費等の助成を受けておられる場合、手帳返還に伴い、別の手続きが必要となる場合がありますので、お尋ねください。

その他…「音声・言語機能障害」の人は、新規・等級変更等の場合、状態についての聞き取り調査をします。

**療育手帳**

問合せ先：障がい福祉課

療育手帳は、心身の発達期（概ね18歳まで）に、日常生活上の適応障害を伴っている知的機能の障がい者を有する人に対し県知事が交付します。手帳の等級は、障害の程度により最重度「A1」、重度「A2」、中度「B1」、軽度「B2」と区分されています。

再判定の時期が記載されている場合、再判定が必要です。（再判定の通知はありませんので、ご注意ください。）

◇ 手続きに必要なもの

項目	手帳	印鑑 (シャチハタ不可)	顔写真 ※1	マイナンバー及び本人確認書類※3	診断書 ※3
新規		○	○	○	△(18歳以上) (必須ではない)
手帳をなくしたとき		○	○	○	
手帳が破れたとき・汚れたとき	○	○	○	○	
再判定 ※4	○	○		○	
住所・氏名変更（変更届）	○	○		○	
他県から転入の場合 (県外の手帳)	○	○	○	○	
障害程度に該当しなくなったときなど（返還届）※5	○	○			
本人が死亡したとき（返還届）※5	○	○ (届出人の印鑑)			

○申請時、再判定時には、調査票（ご本人の状況等）を記入していただきます。

※1 顔写真 タテ4cm×ヨコ3cm、上半身、無帽で1年以内に撮影したものを1枚。  
(注) ポラロイドや家庭用プリンターで印刷したものは耐久性がないため不可

※3 マイナンバー及び本人確認書類  
ご本人以外の方が申請される場合、代理人の本人確認書類も必要です。  
また、委任代理人の場合は委任状、法定代理人の場合はその資格を証明する書類が必要です。

※3 診断書 「(軽度)精神(発達)遅滞」という診断名が記載された診断書で、医師の署名・捺印があるもの。様式は任意です。他の手続きで使用された診断書の写しでも構いません。なお、診断書(の写し)がなくても、療育手帳の申請は可能です。  
※ 18歳未満の人は、医学診断は原則省略されます。18歳以上の人が新規申請する場合、診断書の提出により医師の診断が省略できる場合があります。

※4 再判定 県からの通知はありませんので、再判定の時期が近づきましたら、窓口で手続きをしてください。

※5 返還届 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉医療費等の助成を受けておられる場合、手帳返還に伴い、別の手続きが必要となる場合がありますので、お尋ねください。

**精神障害者保健福祉手帳**

問合せ先：障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳は、日常生活や社会生活に対する制限等を受ける精神疾患を有する人に、県知事が交付します。手帳は、障害の程度により1級～3級の区分があります。手帳の有効期限は2年で更新手続きが必要です。(更新手続きの通知はありませんので、ご注意ください。)

◇ 手続きに必要なもの

項目		手帳	印鑑 (シャチハタ不可)	顔写真 ※1	障害年金証書・振込通知書 (はがき)	手帳用診断書	マイナンバー及び本人確認書類※3
新規	精神障害を事由とする障害基礎年金を受給している人		○	○	○		○
	上記以外の人		○	○		○	○
更新 ※3	精神障害を事由とする障害基礎年金を受給している人	○	○	○※1	○		○
	上記以外の人	○	○	○※1		○	○
障害程度の変化	精神障害を事由とする障害基礎年金を受給している人	○	○	○※1	○		○
	上記以外の人	○	○	○※1		○	○
手帳をなくしたとき			○	○			○
手帳が破れたとき・汚れたとき		○	○	○			○
住所・氏名変更 (変更届)		○	○				○
障害等級に該当しなくなったときなど (返還届) ※4		○	○				
本人が死亡したとき (返還届) ※4		○	○ (届出人の印鑑)				

※1 顔写真 タテ 4cm×ヨコ 3cm、上半身、無帽で1年以内に撮影したものを1枚  
(注) ポラロイドや家庭用プリンターで印刷したものは耐久性がないため不可  
ただし、手帳の更新をされる場合で、有効期限記入欄に余裕があり、写真の交換を希望しない場合は不要。

※3 マイナンバー及び本人確認書類  
ご本人以外の方が申請される場合、代理人の本人確認書類も必要です。  
また、委任代理人の場合は委任状、法定代理人の場合はその資格を証明する書類が必要です。

※3 更新 有効期限は2年です。2年ごとに更新が必要です。県からの通知はありません。有効期限3か月前から手続きができます。有効期限を過ぎても2年以内であれば更新可能です。有効期限を過ぎて2年以上経つと、改めて新規申請する必要があります。

※4 返還届 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉医療費等の助成を受けておられる場合、手帳返還に伴い、別の手続きが必要となる場合がありますので、お尋ねください。